

要保護児童対策地域協議会の機能強化について

沼津市 笹井 康治

1. 要保護児童対策地域協議会（要对協）の現況（沼津市の状況から）
2. 要对協の成果と課題。（法定化10年を迎える中で）
 - (1) 意義（利点）の達成状況
 - (2) 体制上の課題
3. 地域の子どもたち全てを対象とした要对協に向けて
4. 児童相談所と市町村の役割を明確することで要对協機能強化を図る

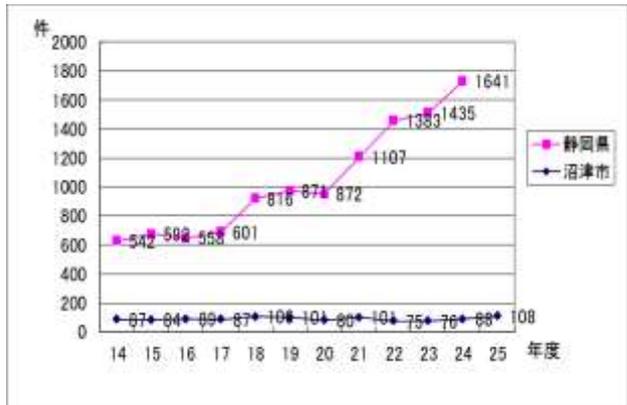
1. 要对協の現況（沼津市の状況から）

沼津市概要



	全体	203806人	構成比
18歳未満	29730人		14.6%
65歳以上	55273人		27.10%

静岡県と沼津市の児童虐待相談受付件数（新規のみ）



沼津市要保護児童対策地域協議会について

1. 設置日 平成18年7月1日（市児童虐待防止会議の設置は平成12年4月1日）
2. 構成機関 3 2
3. 調整機関 市福祉事務所子育て支援課（子ども相談係）[家庭児童相談室]
 体制⇒係長（社会福祉主事）1・保育士2・主事1・家庭相談員4
 実務者会議の3分科会の事務局は、児童虐待→子育て支援課
 非行→青少年教育センター 育児支援→健康づくり課（保健センター）

図表11 沼津市要保護児童対策地域協議会の構成



代表者会議	1回	
実務者会議	36回	12回×3
個別ケース会議	139回	児相参加34回

内 訳	要保護児童	要支援児童	特定妊婦	計
前年度からの継続	289	177	5	471
新 規	119	62	9	190
小 計	408	239	14	661
終 結	142	119	10	271
翌年度への継続	266	120	4	390

2. 要対協の成果と課題（法定化10年を迎えて）

(1) 意義（利点）の達成状況

2. 要保護児童対策地域協議会の意義

（要保護児童対策地域協議会設置・運営指針第平成17年2月25日雇児発第022500号）1章要保第1章 要保護児童対策地域協議会とは 2項要保護児童対策地域協議会の意義（抜粋）

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

各項目の成果と課題と考えること

[1] 要保護児童等を早期に発見することができる。

成果⇒要対協構成機関・市民への周知が進むことの効果が大きい（代表者会議・講演会・研修会・啓発物）

課題⇒早期発見が進むことで、当然ではあるがケース数が増加するという課題がある。

[2] 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。

成果⇒受理から対応までのスキームが定着してきている。（実務者会議の細分化・個別ケース会議）

[3] 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。

成果⇒情報管理についての枠組みが明確化されたことで情報共有は飛躍的進んだ。

ほぼ全ての市町村に設置されたことでケース移管がスムーズに進むように（移管ケースの急増）

課題⇒共有すべき情報とそうでないものの区分けが難しい（規模が小さい自治体ほど大きな課題）

[4] 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる

成果⇒実務者会議や個別ケース会議を通じて役割分担の共通理解は進んだ

課題⇒各機関の役割が重なる部分についての考えの違い（のりしろ部分）が対立することも

[5] 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。

成果⇒役割が明確化されることにより各機関の動きはスムーズになっている

課題⇒役割が大きい機関が責任を背負わされることもある。→特定機関や調整機関の負担増

[6] 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。

[7] 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

課題⇒機関の限界や援助者側の大変さの共有が、関係機関等の自己満足や自己肯定に留まる危険性

※安否未確認児童3カ月に1度安否確認できることは成果。安否確認が目的化してしまう課題を乗り越えるには。

(2) 体制上の課題

市町村事務とした要対協。連携のための組織であるがあたかも一つの機関のような扱いになっており、調整機関にはあまりにも多くの業務が課せられているが、多くの市町村でその体制は脆弱

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児福法第 25 条の 2 第 4 項）。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

(1) 毎年のように増える業務に追いつかない市町村体制（職員数・人材両方）

取扱いケースの増加だけでなく「ケース進行管理」「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」（本市 25 年度 106 人）「所在不明児調査」等と求められる業務量の増加に対応しきれない市町村体制。

参考 静岡県東部 11 市福祉事務所家庭児童相談室（要対協調整機関）の平成 26 年度当初状況

社会福祉主事（主事任用以外を含む） 22 人（平成 18 年度当初 17 人）＋ 5 人

11 市中 4 市は単数配置

家庭相談員 24 人（平成 18 年度当初 12 人）＋ 12 人

※人口 20 万以上市は合計で 7～8 人配置 人口 5 万～10 万市は職員 1～2 人・相談員 2 人が標準

※職員の多くは一般行政職であり 3 年程度で異動。家庭相談員の半数は経験 3 年未満

3. 地域の子どもたち全てを対象とした要対協に向けて

(1) 市町村の特性と個々の市町村の状況を踏まえた児童相談所の主体的な関わり

現況⇒要対協の設置者が市区町村であることから検討の中心が市町村ケースとなり、児童相談所ケースの扱いが不明確で進行管理台帳に登録されていない要対協も少なくなく、「地域協議会」ではなく「市町村協議会」となっている事例が見受けられる。また、市町村はその規模が違い提供できるサービスなどの違いが大きい。

対応

ア. 児童相談所ケース（施設・里親ケース含む）の要対協進行管理台帳への登載

イ. 市町村ケースへのスーパーバイズ機能の強化

→一時保護などの児相権能行使の可否に係ることだけでなく支援方法や支援スキルなどを含め

ウ. 市町村の幼児教育保育や子育て支援サービスの実態把握

エ. 所管市町村の連携を促進するような取り組み

→特に医療機関など圏域が市町村に留まらないケースや転居を繰り返すケースなどの対応のため

(2) 市町村の命題である「住民全ての健康と安全」を踏まえた虐待予防に向けた事業の充実

現況⇒ケース数が増加する中でその対応に追われる現況にあり、予防的な取り組みが十分と言えない状況にある。ただ、母子保健分野には妊婦健診や乳幼児健診といったポピュレーションアプローチがあり、それらを踏まえて要対協実務者会議を分科会形式にするなど（要対協に位置づけていないが母子保健事業としている場合もある）して予防的な取り組みをしている市町村も相当数ある。

対応

ア. 要支援児童及び特定妊婦など支援型で関わる部分を要保護児童とは分けて要対協に位置づけ

→規模の小さい町村では分ける必要がないかもしれないが、要保護児童と要支援児童・特定妊婦の

を区別して考えることは必要

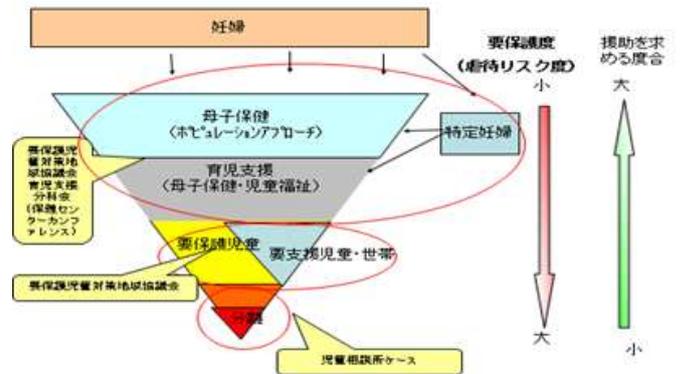
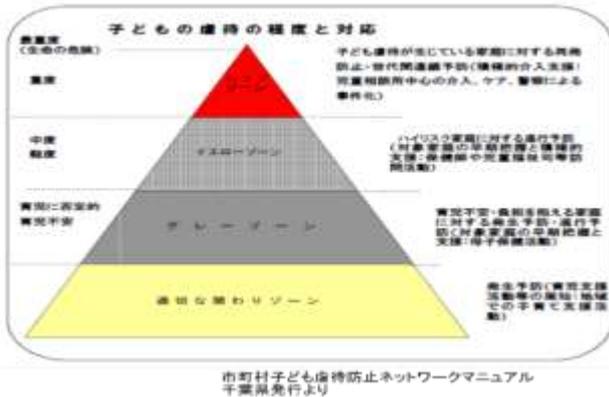
イ. 養育支援家庭訪問事業の中核機関は要対協調整機関と同一が望ましいかどうかの検討

→要対協調整機関を児童福祉部門で担っている場合、要保護部分に追われている状況にある。通達の趣旨は踏まえつつ整理をする必要がある。

ウ. 訪問型支援の充実

→養育支援家庭訪問事業に専門職による訪問支援に加えて、育児支援サポーターを導入し家事育児のヘルパー業務をしながら保護者に係ることを導入したところ養育状況の改善に大きな効果がみられた。育児支援にも高齢者や障害者福祉と同様に訪問型支援メニューが必要と考える。また、このことについては、民生児童委員・主任児童委員やNPOなど地域の力の活用が不可欠

4. 児童相談所と市町村の役割を明確することで要対協機能強化を図る



当初、左図のレッドゾーンとイエローゾーンについては「児相」がその下のゾーンについては「市町村」が担うという役割分担であったが、実はグレーゾーン以下は把握できている訳でなく、健全層としている部分が本当にそうなのかという確認できていなかった。その後右図のように、母子保健との連携のなかで妊婦から乳幼児については全数把握の仕組みが整いつつあり、市町村は早期に発見し支援を開始すると共に予防的な事業なども行い一定の成果をあげており、今後その蓄積が学齢児童にも波及できると考える。

市町村は児童相談所のように虐待に特化したケースワークの専門性は乏しいが住民全体を対象にしたポピュレーションアプローチ手法でのサービス提供と一体となった支援力は有していると考えられる。

要対協が制度化され各市町村に浸透していく中で市町村がミニ児相化していくのではないかとという危惧がある。平成27年度から開始される「子ども子育て新制度」では、要対協は市町村が実施主体となる子育て支援事業に位置づけられており、要対協事業は他の市町村事業と一体的に実施するなかで、子どもの最善の利益の実現を図ることとなる。

平成16年児童福祉法改正で「市町村も児童家庭相談を担う」とされ、その具体的なものが「要対協」であったと考えると、児童家庭相談と要対協は密接不可分のものとなる。このようななかで市町村がミニ児相化していくのではないかとという危惧があることも確かである。児童福祉は、他の福祉と違い保護者という要素が大きい、特に子どもの利益と保護者の考えが対立する場合には、それぞれの立場に立った対応も必要となり、そういった意味で児相と市町村という二層構造は大切であると考えられる。

要対協の機能強化に欠かせないのは、「児童相談所と市町村の役割と責務を明確にする」とことと「そのことを踏まえて、より緊密に連携できる仕組みを作る」という二つであると考えられる。具体的には、現在国で検討をされている「児童相談所緊急ダイヤル」の3ヶタ化は、役割の明確化につながるのではないかと考えるが、併せて右図の国民向けメッセージを再考する必要がある。

